

令和8年度年度中に策定が予定されている計画等について

観光文スポ・県土・交通常任委員会 資料2  
 令和8年(2026年)5月14日  
 県 土 整 備 部

計画等の名称	計画期間	区分	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等)	所管部局名 所管課名
		策定 変更 廃止	法定 受託	義務	努力 義務	任意			
滋賀県道路脱炭素化推進計画	令和9年度～ 令和13年度	策定					○	上位計画：滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画 根拠法令：道路法	県土整備部 道路整備課 道路保全課
滋賀県自転車活用推進計画(第3次)	令和9年度～ 令和13年度	策定			○			根拠法令：自転車活用推進法(第10条)	県土整備部 道路保全課
滋賀県交通安全計画(第12次)	令和8年度～ 令和12年度	策定		○				根拠法令：交通安全対策基本法(第25条) 上位計画：第12次交通安全基本計画	県土整備部 道路保全課
大津港活性化・再整備実施計画	令和8年度～ 令和16年度	策定					○	上位計画：大津港活性化・再整備基本構想	県土整備部 流域政策局